

公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会定款

平成25年4月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内におけるひとり親家庭及び寡婦の相談、交流、研修等の事業を行い、もって、ひとり親家庭及び寡婦の総合的福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 孤立しがちなひとり親家庭に対して、同じ立場にあるものが仲間の目線で相談支援を行い地域での見守り体制を作るとともに、各種セミナーを開催しひとり親家庭を支援する。
- (2) 離婚や養育費の確保等の法律相談や、ひとり親向け技能講習や研修会等の開催による就労を支援
- (3) ひとり親家庭に必要な各種の情報を提供するとともに、市町村におけるひとり親家庭に対する支援を援助する

2 この法人は、前条の公益目的事業の運営に資するために次の収益事業を行う。

- (1) 母子福祉会館の賃借及び各種物品販売事業

3 この法人の公益目的事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 資産および会計

(財産の種別)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定める「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会資産運用管理規程（以下「資産運用管理規程」という。）」により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財

産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、評議員会の決議により別に定める「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会寄附等取扱規程」によるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した、書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事たる会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事たる会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2 条第1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2 条第1 項に規定する国立大学法人又は同条第3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2 条第1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 13 条 評議員が評議員会等に出席した場合でも報酬は支給しない。ただし、交通費の実費を費用弁償として支給する。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は次の事項に限り決議することができる。ただし、予め評議員会の目的として定めた事項以外の事項については決議することができない。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業計画書及び収支予算書の承認

- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他評議員会で決議する者として法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。
- 4 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき。
 - (2) 評議員から会長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、目的である事項を記載した書面により、招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、会議の都度、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 会長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をした時はその提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)193条の規定に基づき、会長は議事録を作成する。

2 評議員会に出席した会長及び議長並びに評議員会で選定された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会評議員会規程」による。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を常務理事とする。

- 3 前項の会長及び常務理事のほか、必要があるときは理事会の決議により、副会長2名をおくことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の資格)

- 第25条 法人法第65条1項に規定する者は、理事又は監事となることはできない。
- 2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は、3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
 - 4 他の同一団体の理事又は使用人である理事の合計数は3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係があるものを含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、常務理事とともに理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長、及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が、就任するまで、なお理事又は監事としての権利事務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とし会議等に出席した場合は、交通費の実費を費用弁償として支給する。ただし、常勤的理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として、支給することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会役員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算の審議
- (2) 事業報告及び決算の審議
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 規程の制定及び改廃
- (5) 理事の職務の執行の監督

(6) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度の終了月及び終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対して会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法人法第101条第2項並びに第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は前項第3号に準じて監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、会長は議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項にかかわらず、会長が出席しなかったときは、出席した理事と監事の全員が第1項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は、この定款に定めるもののほか、理事会において別途定める。

第8章 参与及び部会相談役

(参与及び部会相談役)

第40条 この法人に2名以内で参与を置くことができる。

- 2 参与は評議員会の推薦によって会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は会議に参画して意見を述べることができる。
- 4 第9章に定める母子部会に相談役（以下「部会相談役」という）を置くことができる。
- 5 部会相談役は副会長をもってあてるものとする。
- 6 部会相談役は第4項に規定する部会に関する重要な事項について同部会の部会長の諮問に応える。
- 7 参与及び部会相談役は無報酬とする。ただし、参与及び部会相談役には、交通費を費用弁償として支払いをすることができる。

第9章 母子部会

(母子部会)

第41条 この法人の事業の円滑な運営をはかるため、理事会の決議により、母子部会を設置することができる。

- 2 母子部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会母子部会設置規程」によるものとする。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条、及び第11条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年

度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、長谷川 志づ枝とする。

4 この法人の登記の日に就任する理事は、長谷川 志づ枝（会長）、岩切 小夜子（副会長）、武市 聖子（副会長）、山路 喜世子、楠田 利花、原田 都、陸川 月子、尾形 寿男（常務理事）とする。

5 この法人の登記の日に就任する監事は、是枝 くみ子、清水 照枝、とする。

6 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、権田 とめ、塚田 みな子、佐藤 恭子、小林 紀枝、堀江 八重子、新免 啓子、新井 紀子、山岸 ギン、安田 操とする。

附 則

この定款は、平成25年8月11日から施行する。

この定款は、令和元年7月16日から施行する。

この定款は、令和4年3月1日から施行する。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
建物	さいたま市浦和区高砂2丁目15番3号
公社債投資信託	野村証券 1, 513, 892口
定期預金	ゆうちょ銀行大宮浅間支店 2, 350, 000円